

公益財団法人大分県スポーツ協会大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録認定細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人大分県スポーツ協会大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第5条に基づき、公益財団法人大分県スポーツ協会大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

第2条（登録認定リストの作成）

県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて大分県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

第3条（登録認定リストの提出）

県協議会は、前条で作成した登録認定リストを2月末日までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。

第4条（登録料の収受及び認定証の発行）

県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

- 2 県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を3月末日までに全国協議会へ納付する。

第5条（改定）

本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証についても、その名称を予備登録証に替えるものとする。

附則2 本細則は、令和8年9月2日から第3条及び第4条の一部を次のように改定する。

第3条「9月末日まで」を、「2月末日まで」に改める。

第4条「12月末日まで」を、「3月末日まで」に改める。